

豊中市発達支援親子教室事業実施要綱

(目的)

第1条 豊中市発達支援親子教室事業（以下「事業」という。）は、発達における支援が必要な児童について、子どもの発達や行動特性に合わせた保育を提供するとともに、利用児童の保護者に対して発達に関する相談業務を行うことにより、身近な地域での発達支援の充実を図ることを目的とする。

(実施施設)

第2条 事業を実施する施設は、児童福祉法第6条の3第6項で規定する地域子育て支援拠点事業を行う場所とする。

(利用対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に居住する認定こども園、幼稚園、保育所等の就学前施設に就園していない児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「利用児童」という。）及び利用児童の保護者（以下「保護者」という。）とする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 集団及び個別支援による親子での保育の提供
- (2) 保護者に対する利用児童の発達に関する相談、助言及び指導
- (3) 保護者同士の交流の場の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、発達支援に関する情報提供等運営上必要とみとめるもの

(費用)

第5条 事業の利用料は無料とする。

(利用の申込み)

第6条 事業の利用を希望する者は、原則としてあらかじめ申込書（別紙様式）を市長に提出し、利用の申込みを行うものとする。

2 市長は、前項の規定により利用の申込みがあったときは、児童の発達の状況を把握した上で、事業の参加の適否を決定するものとする。

(事業参加の終了)

第7条 市長は、利用児童が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該児童の保護者と十分協議し、かつ、その同意を得て、事業への参加を終了させるものとする。

- (1) こども園、幼稚園、保育所等の就学前施設へ入所入園するとき
- (2) その他利用児童の発達の状況の変化が認められたとき

(記録の整備)

第8条 事業において個人記録その他必要な記録を整備するものとする。

(秘密の保持)

第9条 この事業の実施に当たっては、職務上知り得た利用児童及び保護者に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令等を遵守し、適正に扱うものとする。また職員は、業務上知り得た利用者の秘密を保持するものとし、職員でなくなった後においても同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）1月1日から実施する。